



I. データ利活用の促進に向けた銀行法・保険業法等の業務範囲規制の改正
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年
2月27日号

I. データ利活用の促進に向けた銀行法・保険業法等の業務範囲規制の改正

執筆者: 五十嵐 チカ

2019年5月31日、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号、以下「改正法」という。)が成立し、改正法の公布日から起算して1年を超えない範囲で政令が定める日から施行される予定である。

改正法の対象は、暗号資産に関する規制の整備(資金決済法及び金融商品取引法などの改正)、金融商品取引法上の犯則事件の調査における電磁的記録に係る差押え制度の新設(刑事訴訟法や国税通則法等と同等の調査を可能とする趣旨)など幅広いが、情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえ、金融機関の業務範囲規制が緩和されている。

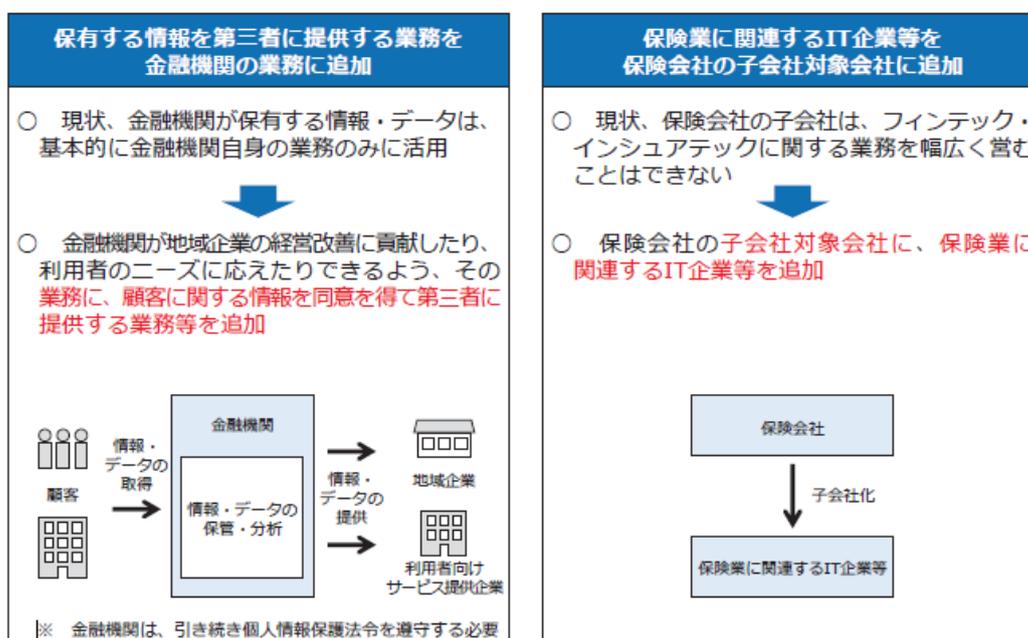
すなわち、①金融機関本体が行うことのできる業務として、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等が新たに追加されると共に、②保険会社が子会社とすることができる会社(「子会社対象会社」として、保険業に関連する InsurTech 企業等が新たに追加された(銀行法、金融商品取引法、保険業法などの改正、改正後の条項は後記 1(3)参照)。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた対応



[[金融庁による改正法案の説明資料](#)の5頁より引用]

1. 改正法の背景

(1) 伝統的な業務範囲規制の趣旨

銀行その他の預貯金取扱金融機関¹、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者)及び保険会社(以下、本稿では便宜上包括して「金融機関」という。)には、法令上、一般の事業会社とは異なる業務範囲が規制されている。

例えば、銀行は、銀行法上、他業を営むことが禁止され(銀行法 12 条)、その業務範囲は、①固有業務(預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等の伝統的な本業。銀行法 10 条 1 項)、②付随業務(債務保証、手形の引受け、両替等が限定列挙される一方、「その他の銀行業に付随する業務」という範囲も設けられている。銀行法 10 条 2 項)及び③その他一定の範囲の業務²に限定されている。

銀行に対する他業禁止規制の趣旨は、第一に、可能な限り本業に専念し、与信・受信の両面において社会的意義と経済的機能を発揮させること、第二に、銀行が他業を営むことを許せば、銀行の固有業務等がその影響を受けて顧客に対するサービス水準の低下を招き、ひいては、預金者等の資産や取引者の安全を害する事態が予想されることなどと説明されている³。

(2) 業務範囲規制の態様

例えば、銀行の場合、①銀行本体が営むことのできる業務範囲の規制に加え、②銀行が子会社とすることができる会社(「子会社対象会社」)が限定列挙されている。さらに、他業禁止の趣旨の徹底を図り、子会社対象会社の範囲に係る規制の潜脱を防止するため、③銀行グループにおける出資に関する規制もある。すなわち、銀行とその子会社が国内の事業会社の株式を取得・保

¹ 信用金庫、労働金庫、農林中央金庫など。

² 本業の遂行を妨げない限度で行う金融商品取引法上の登録金融機関業務など(銀行法 11 条、他業証券業)や、他業ではあるが「他の法律により」兼営が認められている場合として金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく信託業など(銀行法 12 条、法定他業)である。

³ 2016 年 3 月公表、金融調査研究会「現代的な『金融業』のあり方～顧客価値を創造する金融業の拡大～」6-7 頁、小山嘉昭著『銀行法精義〔第 1 刷〕』(きんざい・2018 年)216 頁参照。

有する場合は、合算で議決権の5%が上限(基準議決権数)とされている(いわゆる「5%ルール」)⁴。

(3) 改正法の対象

既に、2016年の銀行法等改正により、銀行は、いわゆる5%ルールの例外として、当局の認可を受けて、「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」(「銀行業高度化等会社」)について、5%を超える議決権を取得・保有すること(子会社とすることを含む。)が解禁されていた⁵。

今般の改正法は、さらに、①金融機関本体の付随業務として、顧客の同意を得て顧客に関する情報等を第三者に提供する業務を認めるとともに(改正法第10条による改正後の銀行法10条2項12号、改正後の金融商品取引法35条1項16号、改正法11条による改正後の保険業法98条1項14号他)、②保険会社に対しても、銀行業高度化等会社に相当する「保険業高度化等会社」について、保険会社の基準議決権数である10%を超える議決権を取得・保有することを解禁するものである(改正法11条による改正後の保険業法106条1項13号の2、7項、107条等)。

(4) 金融制度スタディ・グループの報告書

改正法は、2019年1月16日、金融審議会の「金融制度スタディ・グループ」が公表した「[金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告](#)」(以下「報告書」という。)を踏まえたものである。

報告書は、「業務範囲に関して厳格な制限が存在する銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等は、一般事業者等による情報の利活用が進展する中で変化を迫られている」とし、「伝統的な金融機関が、こうした社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するため、業務範囲範囲規制について見直しの検討を行うことが適当である」と述べた(報告書3頁)。

そして、2016年の銀行法等改正を経て、「銀行の子会社・兄弟会社は、現行制度の下でも情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能」であり、「いわゆるECモール(電子商取引市場)の運営を含めた多様な業務を行うことも想定されてはいるものの、情報の利活用に関する一連の業務について、金融機関の本体が営むことを可能とすることが適当とした(報告書4頁)。

ただし、例えば、銀行の業務範囲規制に関しては、「①利益相反の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ」進める必要があるとした上で、「銀行業高度化等会社が営むことができる情報の利活用に関する業務すべてを、銀行本体が営むことを直ちに認めることは、適当ではない」ことから、さしあたりは「銀行業に何らかの形で関連するもの」とすることが適当と述べていた(報告書4頁)。

2. 金融機関の付随業務の追加～顧客情報を同意を得て第三者に提供する業務等

今般の改正法により、金融機関の本体は、下記の①及び②の要件を満たす業務も付随業務として営むことが可能となる。

- ① (a)「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務」(b)「その他当該金融機関の保有する情報を第三者に提供する業務」であって、
② 「当該金融機関の本業の高度化又は当該金融機関の利用者の利便向上に資するもの」
(※下線強調は筆者による。)

(1) 要件

金融機関が保有する情報の中には、(a)「顧客から取得した当該顧客に関する情報」と(b)それに該当しない情報があり得る。

上記①では、前者(a)に該当する情報に関しては、「当該顧客の同意を得て」第三者に提供することが必要と定めている。

上記②では、金融機関の業務範囲規制の趣旨とのバランスを考慮し、「本業の高度化又は当該金融機関の利用者の利便向上

⁴ 銀行持株会社グループに対しても、同様の規制がある。銀行持株会社およびその子会社が国内の事業会社の株式を取得・保有する場合は、合算で議決権の15%が上限(基準議決権数)とされている。

⁵ 銀行持株会社に対しても、類似の改正がなされ、銀行持株会社が、認可を得て、銀行業高度化等会社の議決権を基準議決権数(15%)を超えて取得・保有(子会社とすることを含む)することが可能となった(銀行法52条の23第1項11号の3、同法施行規則34条の19の2)。

に資するもの」という条件が付されているが、これに該当するかどうかの具体的な判断基準は明らかではない。文言上、報告書にいう「銀行業に何らかの形で関連するもの」よりは狭い。また、子会社対象会社の要件において、「本業の高度化又は当該金融機関の利用者の利便向上に…資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」とされていることと比較すると、見込みのレベルではならず、より説得的に「資するもの」かどうかの吟味・検討が必要となろう。

(2) 具体例

改正法で可能となった上記①及び②の要件を満たす付随業務により、情報の利活用をビジネスとする可能性のある具体例としては、以下のようなケースが考えられる⁶。

- ・ 外部企業のターゲティング広告やオファーを顧客へ提供後、顧客が購入行動等に出た時点で、顧客の同意に基づいて当該企業に情報を提供するケース
- ・ 顧客の申出にしたがって、口座情報や一定年数以上の与信取引が継続している事実を、API(Application Programming Interface)を通じて外部企業に提供するケース
- ・ 居住地域や年齢別の金融関連取引に関する情報の動態分析などを、匿名化して、外部企業に提供するケース
- ・ ウェルスマネジメント業務の遂行にあたり、外部の旅行者や介護業者等と顧客情報を共有する等、外部企業と顧客情報を共有しながら協働でサービスを提供するケース
- ・ いわゆる「情報銀行」として、パーソナルデータ信託の機能を使い、提供者である顧客に加えて、例えば健康診断の情報等を保有しているデータ保有企業に対しても、データ管理のサービスを提供するケース

パーソナルデータの流通・利活用の促進の一手段として、「情報銀行」の実証実験や事業化への試みが次第に加速しつつある等⁷、今後のデータの利活用の動向も踏まえ、改正法により金融機関本体の業務として情報提供が認められることとなったことに伴い、情報の利活用における金融機関の関わり方やプレゼンスの更なる向上などが今後注目されることである。

(3) データ保護規制は継続

なお、改正法の施行後においても、後記 4.に述べるとおり、金融機関の守秘義務、個人情報保護法及びその他の法規制、ガイドライン等を引き続き遵守する必要がある点には留意が必要である。

3. 保険会社による InsurTech 企業等の子会社化

2016 年の銀行法等改正と同様に、保険会社も、当局の認可を受けて、「情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」について、基準議決権数(10%)を超える議決権を取得・保有すること(子会社とすることを含む。)が可能となる⁸。

4. 金融機関/金融分野におけるデータ保護規制

(1) 金融機関の守秘義務、銀行法・金融商品取引法等及び個人情報保護法

金融機関が保有する情報の第三者への提供が本体の付随業務として営めるようになった後も、金融機関は、引き続き、顧客情報の守秘義務や、銀行法等に基づく顧客情報管理体制整備義務、金融商品取引法に基づく登録金融機関における法人関係情

⁶ 「座談会 金融法制の現代的課題(上)—情報、決済、プラットフォーム—をめぐって—」金融法務事情 2109 号(2019 年 3 月 10 日号)8 頁参照。

⁷ 情報銀行に関する認定指針の見直し(「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」の公表)に関しては、西村あさひ法律事務所の[ロボット/AI ニュースレターの 2019 年 10 月 18 日号](#)を参照されたい。

⁸ なお、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者に関しては、子会社対象会社の範囲に関する制限がそもそも法令上存在しない。したがって、例えば、証券会社等が、証券業の高度化に資する業務又は証券業の高度化に資すると見込まれる業務を営む会社を子会社として保有すること等は、現行制度の下でも可能と考えられている。

報の取扱いに関する義務、金融機関グループにおける情報共有に関する規制に加え、個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等を遵守し、監督指針や自主規制についても配慮する必要がある。

なお、個人情報保護法の対象となる「個人情報」等と、金融機関の守秘義務や情報管理体制整備義務の対象となる「顧客情報」とは、部分的には重なり合う場面があるものの、法的には別個独立の観点から個別に検討する必要がある。

(2) 個人情報保護法及びガイドライン

金融機関は、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」(個人情報保護法 2 条 5 項)に該当することが通常であるから、個人情報保護法及び同法についての一連のガイドライン(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」、「同(外国にある第三者への提供編)」など)の規律に服する⁹。

さらに、下記(3)で述べるとおり、金融分野における個人情報保護に関しては、分野別のガイドラインが別途設けられているが、そこに定めがない事項に関しては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」その他個人情報保護委員会告示によるガイドラインが適用される。

(3) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

金融機関は、顧客の資産情報や決済情報等、金融機関の業務を通じてこそ得られる膨大な情報やデータを保有している。そこで、金融庁が所管する分野の個人情報取扱事業者に対しては、個人情報の保護のための「格別の措置」(個人情報保護法 6 条)として、2017 年 2 月、個人情報保護委員会・金融庁が「[金融分野における個人情報保護に関するガイドライン](#)」(以下「金融分野ガイドライン」という。)を定め、特に厳格な措置が求められる事項を挙げるなど、金融分野の事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針を示している。

金融分野ガイドラインの主な内容

金融分野ガイドラインでは、例えば、①与信事業に関する個人情報を取得する場合等には本人から追加的に同意を得ること、②本人の同意は原則書面で取得すること、③個人信用情報機関とのデータのやり取りにおける留意点、④機微情報と要配慮情報の取扱い、⑤金融分野固有の安全管理措置等について、実務上留意すべき事項等が詳細に説明されている。

金融分野ガイドラインに違反した場合の効果

金融分野ガイドラインにおいて、「～なければならない」と記載されている規定に関しては、当該規定に従わない場合、法の規定違反と判断され得る¹⁰。

一方、金融分野ガイドラインにおいて、「こととする」、「適切である」または「望ましい」と記載されている規定に関しては、当該規定に従わない場合、法の規定違反と判断されることはないが、金融分野における個人情報取扱事業者において、当該規定の遵守に努めることが求められている(努力義務)。個人情報保護法に基づく勧告・命令の対象ではないが(金融分野ガイドライン 24 条 2 項)、個人情報取扱事業者の義務の適正な履行等を監督するため、立入検査(個人情報保護法 40 条)を行う可能性は排除されていない¹¹。

金融機関は、今般の業務範囲規制の緩和後も、引き続き、金融分野ガイドラインを十分に踏まえ、[「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」](#)及び[「金融機関における個人情報保護に関する Q&A」](#)についてもあわせて参照し、引き続き、個人情報保護の適正な取扱いを確保する必要がある。

以上

⁹ 個人情報保護法に関しては、2020 年の通常国会へ改正法案の提出が目指される予定である。2019 年 12 月 13 日に公表された「個人情報保護法いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」については、西村あさひ法律事務所の[「個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2019 年 12 月 27 日号」](#)を参照されたい。

¹⁰ 「され得る」との表現が用いられている理由について、2017 年 2 月 28 日付けで公表されたパブリックコメントの結果(以下「2017 年パブコメ結果」という。)の 3 番によれば、個人情報保護法の規定違反の有無は、機械的・画一的に判断するのではなく、具体的な状況等を踏まえた上で個別の事案ごとに判断することが適当と考えられるためとされている。

¹¹ 2017 年パブコメ結果 5 番参照。



いがらし ちか
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 弁護士

c.igarashi@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部(New York)執務。2015年より東京地方裁判所鑑定委員。

金融機関を含む企業のコンプライアンス、ガバナンス、リスク管理、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策、国内外の各種規制および当局対応ならびに紛争対応を中心とし、個人情報・顧客情報・データ保護に関する企業の体制構築や事案対応も長年にわたり多く手掛けている。

Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

1. 日本

- 英国の EU 離脱にともなう日英間の個人データの移転
個人情報保護委員会は、1 月 28 日及び 31 日、[英国の EU 離脱後の個人データの越境移転の取扱いについて公表](#)した。これによれば、日英間における個人データの移転について、日本側においては、EU に対して行った個人情報保護法第 24 条に基づく指定が離脱後の英国にも継続される。また、英国側においては、移行期間中(2020 年 12 月 31 日まで)は、EU が日本に対して行った十分性認定の効果が英国離脱後においても維持され、移行期間終了後については、英国は、日本に対する十分性認定の効果を維持するための関連法令の手続きを完了しているとのことである。
- 「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 とりまとめ」の公表
総務省及び経済産業省は、1 月 30 日、適切なセキュリティを満たすクラウドサービスを政府が導入するために必要な評価方法について検討する[「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」のとりまとめを公表](#)した。

2. 韓国

個人情報の保護・活用に関する主要な法律である①個人情報保護法、②情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律(情報通信網法)並びに③信用情報の利用及び保護に関する法律(信用情報法)の各改正法の施行日が本年 8 月 5 日となることが決定した。同改正は、当事務所[個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 1 月 31 日号](#)で紹介したとおり、個人情報の定義の明確化、委員会の独立性・執行機能の強化、金融分野におけるデータ経済の活性化等を意図しており、個人情報の保護と安全な活用の調和が期待されている。施行日が決定したことで、同改正を踏まえた大統領令や標準指針等の改正も本格化することが予想され、今後の立法動向や実務への影響が引き続き注目される。

3. 米国

当事務所[個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 2 月 14 日特別号](#)に記載したとおり、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)の規則案の改訂版が、2 月 7 日及び 10 日に公表され、2 月 25 日までパブリックコメント手続に付された。規則の内容が確定するまでには今暫く時間を要すると思われるが、7 月 1 日には州司法長官による CCPA の執行も開始することから、CCPA の適用を受ける事業者は、現状の規則案を踏まえ CCPA 遵守の対応を進める必要がある。

4. 欧州

- 欧州データ保護評議会(European Data Protection Board)が、コネクティッドカー(Connected Vehicle)に関する[ガイドライン](#)のドラフトを承認し、意見募集に付した。同ガイドラインは、コネクティッドカーによって処理される個人データ及びコネクティッドデバイスとしての車(vehicle)によって通信されるデータを対象としている。同ガイドラインは、コネクティッドカーを通じた個人データの処理によりデータ主体に対して生じ得るリスクを低減させるために推奨される事項や、具体的事例において問題となり得る論点について説明している。
- 欧州データ保護評議会(European Data Protection Board)が、ビデオ機器を通じた個人データの処理に関する[ガイドライン](#)の意見募集後の最終版を承認した。同ガイドラインは、ビデオ機器を使用した個人データの処理について説明するものであり、伝統的なビデオ機器及びスマートビデオ機器の両方を対象としている。同ガイドラインは、特別な種類のデータの処理、家庭内の例外の適用及び第三者への映像の提供を含む処理の適法性について説明している。

5. 中国

国家基準「情報安全技術 個人情報告知同意ガイドライン」についての意見募集が2020年1月20日から2020年3月20日まで行われる。本ガイドラインは個人情報管理者による個人情報収集における告知・同意の適用・免除事由や具体的な実施方法等について規定しており、付録にて、未成年の個人情報、IoT、ターゲティング広告等様々な場面における告知・同意に関して個別に規定している。

国家基準「情報安全技術 移動インターネット応用(アプリ)の個人情報収集の基本規範」に関する2回目の意見募集が2020年1月20日から2020年3月20日まで行われる。本規範はアプリにより個人情報を収集する際に遵守すべき基本的な事項について規定しており、付録にて、サービスの正常稼働のために各種アプリにより収集できる最小限の個人情報についてサービス類型ごとに規定している。2019年8月の意見募集稿と比較すると、新たに旅行、オンライン動画・音楽、児童教育等、9つのサービス類型が追加された。

6. インドネシア

2020年1月28日、従前から政府内で検討されていた個人情報保護法の法案が大統領から下院議長に提出された旨が公表された。同法案は、現在インドネシアには存在しない個人情報保護にフォーカスした包括的な法令案であり、管理者・処理者の建付、data protection officer の選任、データ移転規制等、GDPR のコンセプトを取り入れたものとなっている。

7. ベトナム

個人情報保護に関する政令案がパブリックコメントのために公表され、2020年中に制定される予定であると報道されている。同政令案は、現在ベトナムには存在しない個人情報保護にフォーカスした包括的な法令案であり、詳細は今後定めるとされている点が多いものの、管理者・処理者の建付、センシティブデータに対する規制、データ国外移転規制等、GDPR のコンセプトを取り入れたものとなっている。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a_matsumoto@jurists.co.jp

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR、CCPA、タイの個人情報保護法を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年5~6月にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士

to_murata@jurists.co.jp

2010年弁護士登録、2018年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019年からベトナム外国弁護士に登録してホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020